

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護審査会条例

令和 5 年 3 月 3 1 日 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 組合は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）及び匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護法施行条例（令和 5 年匝瑳市ほか二町環境衛生組合条例第 3 号。以下「法施行条例」という。）並びに匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会個人情報保護条例（令和 5 年匝瑳市ほか二町環境衛生組合条例第 5 号。以下「組合議会条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 法第 1 0 5 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関（法施行条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関をいう。）及び組合議会条例第 1 条に規定する議会をいう。
- (2) 保有個人情報 法第 7 8 条第 1 項第 4 号、第 9 4 条第 1 項又は第 1 0 2 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第 6 0 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。

(所掌事務)

第 3 条 審査会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 法施行条例第 7 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 組合議会条例第 4 6 条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

- 2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織等)

第4条 審査会は、委員5人以内とし、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから管理者が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、答申は、公表するものとする。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、第3条第1項第1号又は第3号に規定する諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分

類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第7条第3項の規定又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条の規定若しくは同法第81条第3項において準用する同法第76条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問実施機関をいう。以下この条において同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の議事及び運営に関し

必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第 1 2 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(罰則)

第 1 3 条 第 1 0 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、法施行条例附則第 2 項の規定による廃止前の匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護条例（平成 2 8 年匝瑳市ほか二町環境衛生組合条例第 6 号）第 4 5 条第 1 項の規定により置かれた匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 4 条第 1 項の規定により任命されたものとみなす。